

景観・自然環境保全形成支援事業実施要領

平成19年4月2日付け18農振第1890号

農村振興局長

第1 趣旨

景観・自然環境保全形成支援事業の実施については、景観・自然環境保全形成支援事業実施要綱（平成19年4月2日付け18農振第1889号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業内容

1 農村自然再生活動高度化事業

（1）モデル地区での課題解決方策の構築

自然再生活動の実施に当たっての全国共通の課題について、当該課題を有する地域をモデル地区として設定する等により、生態系を保全する技術、農業生産に係る技術、都市農村交流の推進方策等について専門的な知見を有する又は指導的立場にある大学、試験研究機関、NPO等に所属する専門家からの助言・指導を得て、現地における実証活動及び検討を通じ、課題を解決するために必要な技術又は方策を構築する。

（2）セミナー等の実施

（1）で構築した技術又は方策を全国各地に普及するため、同様の課題を有する活動主体を対象として、現地における実習及び講習を内容とするセミナー等を開催する。

（3）シンポジウム等の開催

農村地域における活動主体に対する技術又は方策の普及及び啓発並びに自然再生活動に対する国民の理解の醸成を図るためのコンクール、シンポジウム等を開催する。

（4）人材登録・派遣体制の構築

本事業で得られた知見を発信することを通じ、農業・農村振興の視点を踏まえつつ自然再生活動の発展をコーディネートできる人材を養成するとともに、当該人材のデータベース化を図り、全国各地の活動主体からの多様な要請に対応できる人材派遣体制を構築する。

2 魅力ある田園空間支援事業

（1）魅力ある田園空間技術支援事業

「魅力ある田園空間づくり」に必要な要件等の調査・検討

学識経験者等から構成される「魅力ある田園空間形成委員会」を設置し、以下の検討を行う。

ア 豊かな自然環境や美しい景観、伝統文化に触れ合うことのできる個性的・特徴的な農村空間の形成・保全（以下「魅力ある田園空間づくり」という。）に必要な要件の検討

イ 環境、景観及び伝統文化等を活かした地域活動が優良な地区の選定

「魅力ある田園空間形成地区」登録制度の運営

「魅力ある田園空間づくり」に強い意欲を持つ地域を重点的に支援するため、登録制度の創設及び運営を行う。

「魅力ある田園空間づくり」に対する技術的支援

「魅力ある田園空間づくり」を支援するため、アドバイザー派遣及びマネジメントガイダンスの作成等を行う。

「魅力ある田園空間づくり」に必要な人材の育成

「魅力ある田園空間づくり」を促進するため、都道府県、市町村、土地改良区及び地域活動団体等の担当者を対象に、広報技術等の実務研修会並びに環境、景観及び伝統文化等を活かした地域活動に先進的に取り組む地域における現地研修会等を開催する。

「魅力ある田園空間づくり」の普及・啓発

「魅力ある田園空間づくり」を全国的に普及・啓発するため、シンポジウムの開催等を行う。

（２）田園景観土地利用推進事業

土地利用計画の各種枠組み活用手法検討等

景観法（平成16年法律第110号）等による新たな土地利用計画がもたらす景観保全の効果を明確にするため、学識経験者等から構成される「田園景観土地利用推進委員会」を設置し、地域固有の土地利用形態を活かした景観形成を高めていくための各種土地利用計画手法の活用方策について比較検討し、計画的な土地利用を通じた「魅力ある田園空間づくり」の手法について検討する。

フォーラム開催

「魅力ある田園空間づくり」を促進するため、都道府県、市町村担当者並びに地域住民等を対象に、各種土地利用計画手法による景観形成の取組の紹介等、フォーラム形式による技術的研修を開催する。

普及啓発

「魅力ある田園空間づくり」を全国に普及・啓発するため、景観法、市町村条例等に基づく土地利用の取組及び活用手法のパンフレットの作成等を行う。

3 農村景観・自然環境保全再生パイロット事業

(1) 活動支援事業

活動支援事業の支援対象となる活動は、農村特有の良好な景観形成の促進及び農村の豊かな自然環境の保全・再生の推進に資する活動とし、活動内容については、活動支援事業を行おうとする団体から提出された応募申請を審査する基準（以下「審査基準」という。）に基づき決定するものとする。なお、活動の具体的な事例は別に定める農村景観・自然環境保全再生パイロット事業公募細則（以下「公募細則」という。）に示すものとする。

(2) 案件の公募・審査システム運営事業

案件の公募・審査システムの運営

ア 公募事務の実施

イ 応募申請の事前審査の実施

ウ 地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が開催する農村景観・自然環境保全再生パイロット事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）への事前審査結果の報告

エ 実施状況等の確認及び報告

活動支援事業の事業実施主体に対する情報提供

ア 活動支援事業の実施状況等、事業の効果的実施に有益な情報の収集・整理

イ 収集・整理した情報の提供等

第3 審査委員会

要綱第4の審査委員会は、地方農政局長等が指名する委員により構成するものとする。

第4 事業実施

1 農村自然再生活動高度化事業、魅力ある田園空間支援事業、農村景観・自然環境保全再生パイロット事業のうち案件の公募・審査システム運営事業（以下「高度化事業等」という。）

(1) 要綱第6の1の(1)の事業実施採択申請書は別記様式第1号によるものとする。

(2) 要綱第6の1の(2)の事業採択の通知は別記様式第2号によるものとする。

2 農村景観・自然環境保全再生パイロット事業のうち活動支援事業（以下「活動支援事業」という。）

(1) 活動支援事業に応募申請しようとする団体の代表者（以下「応募申請者」という。）は、公募細則に定めるところにより、農村景観・自然環境保全再生パイロツ

ト事業応募申請書（以下「応募申請書」という。）を案件の公募・審査システム運営事業の事業実施主体（以下「運営事業の事業実施主体」という。）を經由して地方農政局長等に提出するものとする。

（２）応募申請書の提出を受けた運営事業の事業実施主体の長は、応募申請書について事前審査を実施し、地方農政局長等が指定する期日までに事前審査結果報告書を地方農政局長等に提出するものとする。

（３）地方農政局長等は、（２）の規定による提出を受けて、審査委員会を開催し、応募申請書を審査した上で、活動支援事業を実施させることが適当であると認めるときは、当該事業を採択し、その旨を応募申請者に通知するものとする（別記様式第３号）。

（４）（１）の応募申請書及び（２）の事前審査結果報告書は、審査基準及び公募細則で定めるものとする。

第５ 事業実施報告

１ 要綱第７に定める事業実施結果の報告は、高度化事業等については、別記様式第４号により、事業実施年度の翌年度の５月末日までに農村振興局長に提出するものとする。

２ 第４の２の（３）の通知を受けた非営利団体の代表者は、公募細則に定めるところにより、活動支援事業の実施結果を農村景観・自然環境保全再生パイロット事業活動結果報告書（以下「活動結果報告書」という。）に取りまとめ、運営事業の事業実施主体の長を經由して、地方農政局長等へ提出するものとする。

３ 運営事業の事業実施主体の長は、２により提出された活動結果報告書を踏まえ、実施状況の確認を行い、地方農政局長等へ報告するものとする。

第６ 助成

１ 要綱第１０の助成の対象となる経費のうち、高度化事業等の実施にかかる経費は次のとおりとする。

（１）旅費

（２）報償費

（３）補償費

（４）委託費

（５）需用費

（６）役務費

（７）使用料及び賃借料

（８）備品購入費

(9) 賃金

2 要綱第10に掲げる国の助成の対象となる経費のうち、活動支援事業の実施にかかる経費（以下「助成対象経費」という。）は次のとおりとする。

(1) 旅費

(2) 報償費

(3) 補償費

(4) 委託費

(5) 需用費

(6) 役務費

(7) 使用料及び賃借料

(8) 備品購入費

(9) 賃金

(10) 資材購入費

(11) 機械賃料

ただし、助成対象経費は、支援の対象活動に要する経費とし、非営利団体の通常の実務等に係る経費は対象としない。

なお、支援の対象活動に要する無償労務費を助成対象経費の非営利団体負担分としてみなすことができるものとする。

3 活動支援事業の助成金の額は、百五十万円又は次の方法により算出された助成金の額、いずれか低い金額を上限とする。

(1) $A < B / 2$ の場合は、 $B / 2$ の金額

(2) $B / 2 \leq A \leq B$ の場合は、 A の金額

(3) $B < A$ の場合は、 B の金額

この方法において、 A 及び B は、それぞれ次の金額を表すものとする。

A 無償労務費（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第16条に基づき定められた地域別最低賃金額に活動に要した無償労務延べ時間人数を乗じた金額）

B 助成対象経費から無償労務費を差し引いた金額

4 活動支援事業の助成対象経費の経理は、独立の帳簿を設ける等の方法により、他の経理と区別して行うものとする。

別記様式第1号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

事業実施主体の長 印

平成 年度 景観・自然環境保全形成支援事業（ 事業 ）実施採択申請書

景観・自然環境保全形成支援事業実施要綱の第6の1の(1)に基づき、下記のとおり事業を実施したいので申請します。

記

事業の内容	金額	備考
	千円	

別記様式第2号

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 殿

農林水産省農村振興局長 印

平成 年度 景観・自然環境保全形成支援事業（ 事業）実施採択通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについて、景観・自然環境保全形成支援事業のうち 事業の実施を採択したので通知する。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

非営利団体の代表者 殿

地方農政局長 印
〔 北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

平成 年度 景観・自然環境保全形成支援事業（農村景観・自然環境保全再生パイロット事業）の新規採択について

平成 年 月 日付で貴団体より応募申請のあつた件について、下記のとおり、景観・自然環境保全形成支援事業（農村景観・自然環境保全再生パイロット事業）実施地区として採択したので通知する。

記

活動名	
実施地域	
国費支援額	千円

別記様式第4号

平成 年度 景観・自然環境保全形成支援事業（ 事業 ）実施結果報告書

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

事業実施主体の長 印

景観・自然環境保全形成支援事業実施要綱の第7に基づき、別添のとおり事業実施結果を報告します。